特定医療費（指定難病）受給者証更新申請手続のご案内

現在お手持ちの特定医療費（指定難病）受給者証は、
令和７年１２月３１日をもって有効期間が満了となります。
引き続き医療給付を希望される場合は、更新手続が必要です。

申請書類を全てそろえ、お住まいの地域の保健福祉事務所・保健所へ申請してください。

※事務処理の都合上、ご不要な方にも本書類が届いている場合があります。
ご不要な方は、お手数ですが処分をお願いいたします。

※更新申請手続きをされない場合は、お手数ですが、お住まいの地域の保健福祉事務所・保健所へ連絡してください。

◆申請（受付）期間

【郵送申請】

令和7年9月1日（月）～10月10日（金）※必着

※混雑緩和のため、郵送申請にご協力をお願いします。

＜郵送申請を希望される方へ＞

・書類の紛失を防ぐため「**簡易書留**」または「**レターパックプラス**」で申請書類一式を郵送してください。（郵送先は6ページをご覧ください）
・宛名は、お住まいの地域を管轄する「保健福祉事務所　保健係行」または「保健所　保健予防課行」とし、「更新申請書類 在中」と記入してください。
・郵送上のトラブルについては、一切責任を負えませんのであらかじめご了承ください。

【窓口申請】

令和7年9月1日（月）～10月17日（金）
（9：00から17：00まで　土日及び祝日を除く）

※申請（受付）期間までに提出できない方は、お住まいの地域の保健福祉事務所・保健所へ必ずご連絡ください。

マイナンバーによる情報連携について

○ この手続きでは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)」に基づき、課税情報等の照会を行います。これにより、今年度から、本人やご家族の住民票、健康保険証、課税情報については、マイナンバーを利用して確認することができ、書類の提出が不要となります。

○ 市町村民税未申告の方がいる場合や、個人番号の記載誤り等申請内容に不備があり、情報連携ができない場合には、書類での提出を求める場合があります。提出がない場合は、上位所得(自己負担上限月額30,000円)の区分になります。

○ DV・虐待等の被害を受けて避難している場合には、不開示設定等を希望することで、所在地に繋がる情報を秘匿することができます。希望する場合には、申請窓口にお申し出ください。

＜マイナンバーによる情報連携を希望しない場合＞

マイナンバーによる情報連携を希望されない方は、その旨を申請時にお申し出いただいた上で、必要書類をご提出いただきますようお願いします。

＜マイナンバーカードをお持ちでない場合＞

マイナンバーカードを作成していなくても、更新申請手続でマイナンバー情報連携を利用することは可能です。ただし、マイナンバー法に定められた、他の行政事務(生活保護事務や被災者台帳作成事務等)において、県は、市区町村等からの照会に対して、受給者の情報を回答することが義務づけられています。

このため、マイナンバーを提供していただけない場合には、住民基本台帳第30条の15の規定に基づき、県は、住民基本台帳ネットワークシステムを通じてマイナンバーを照会しますので、あらかじめご了承ください。

◆申請書類　※詳細は、3～4ページをご覧ください。

※申請される際は、以下のチェックリストで必要書類の確認をお願いします。

不足書類がある場合は、追加で郵送又は持参していただくことがあります。

- **□(1)特定医療費(指定難病)支給認定申請書**
- **□(2)臨床調査個人票**
- **□(3)健康保険情報が確認できる書類**
  ※マイナンバー情報連携を希望しない場合のみ提出
- **□(4)世帯全員の住民票**
  ※マイナンバー情報連携を希望しない場合のみ提出
- **□(5)所得を確認するための書類**
  ※マイナンバー情報連携を希望しない場合のみ提出
- **□(6)受給者証のコピー**(開いて両面が必要です。)
- **□ (7)自己負担上限額管理票のコピー**
  (令和6年10月以降に記載された全てのページ)
- **□(8)その他(該当者のみ)**　※4ページ参照

◎更新申請に必要な書類

（1）特定医療費（指定難病）支給認定申請書

・記載例をご確認の上、必要事項を記入してから、ご提出ください。
・ご不明な点がございましたら、受付窓口で職員が確認いたしますので、保険証もご持参下さい。
・患者本人と同じ健康保険に加入している方全員の情報を記入いただく必要があります。
申請される際は、世帯員の加入している保険を必ず事前に把握していただくようお願いします。

（2）臨床調査個人票（診断書）（申請日を含む6か月以内に作成されたもの）

・様式を同封していません。医療機関に作成を依頼し、提出してください。

・患者様ご本人が記入する部分はありません。

・複数疾患がある場合は、疾患ごとに臨床調査個人票が必要です。

（3）健康保険情報が確認できる書類 ※マイナンバー情報連携を希望しない場合のみ提出

【以下のいずれかの書類のコピーをご提出ください】

①保険証（申請時点で有効なもの）、②資格情報のお知らせ、③資格確認書、
④医療保険の資格情報の写し(マイナポータルより出力)

※提出が必要な対象者は下表を参照してください。

患者本人が加入している健康保険	健康保険情報が確認できる書類が必要な対象者
国民健康保険 国民健康保険組合 （医師国保、歯科医師国保、薬剤師国保、税理士国保、土建国保、建設国保など）	**・ 同一世帯の国保に加入されている方全員** **※申請日時点で16歳未満の方は不要** ・住民票登録地は異なるが、患者本人と同じ保険に加入している方
被用者保険 （全国健康保険協会（協会けんぽ）健康保険組合、共済組合など）	・被保険者と患者本人 （患者本人が被保険者であれば、本人のみ） ※被保険者の住民票登録地が異なる場合も提出が必要
後期高齢者医療広域連合	・ 同一世帯の後期高齢者医療保険に加入している方全員

（4）世帯全員の住民票 ※マイナンバー情報連携を希望しない場合のみ提出

・お住まいの市町村役場で、**"世帯全員"**と記載された住民票（マイナンバーの記載が**ないもの**）を取得してください。

・申請日を含む3か月以内に発行されたものを取得してください。

（5）所得を確認するための書類 ※マイナンバー情報連携を希望しない場合のみ提出

市町村民税の課税額（所得割額と均等割額）を確認するため、以下①②③のいずれかの提出が必要です。提出が必要な対象者は、次ページの表を参照してください。

①令和7年度給与所得等に係る特別徴収税額決定通知書（主に市町村が発行、事業主経由で通知）
②令和7年度市町村民税の税額決定・納税通知書（主に市町村から発行）
③令和7年度市町村民税所得課税証明書
（所得・収入の金額や市民税の所得割・均等割額が記載されているもの）

※源泉徴収票、年末調整の書類、確定申告書では代用できません。

※人工呼吸器装着者としての特例認定により、自己負担上限月額が1,000円 の方については、所得を確認するための書類は提出不要です。

※生活保護受給者については、生活保護受給証明書（福祉事務所で取得可能）の提出が必要です。
（①②③の書類は提出不要）

患者本人が加入している健康保険	世帯の所得を確認するための書類が必要な対象者
国民健康保険 国民健康保険組合 （医師国保、歯科医師国保、薬剤師国保、税理士国保、土建国保、建設国保など）	・<u>同一世帯の国保に加入されている方全員</u> ※申請日時点で16歳未満の方は不要
被用者保険 （全国健康保険協会（協会けんぽ）健康保険組合、共済組合など）	・被保険者 ※被保険者が非課税の場合は、患者本人も対象
後期高齢者医療広域連合	・<u>同一世帯の後期高齢者医療保険に加入している方全員</u>

（6）受給者証のコピー（開いて両面が必要です。）

・可能な範囲で、A4用紙にコピーして提出してください。

（7）自己負担上限額管理票のコピー（令和6年10月以降に記載された全てのページ）

・可能な範囲で、A4用紙にコピーして提出してください。

・管理票を提示できなかった期間がある場合は、指定難病にかかる医療費等の領収書を提出してください。

（8）以下①～④に該当する場合は、それぞれ次の書類も必要です。

①同一世帯内に、指定難病受給者又は小児慢性特定疾病受給者がいる場合

・「特定医療費（指定難病）受給者証」、「小児慢性特定疾病受給者証」のコピー

②加入している健康保険に変更があった場合

・変更届
・同意書
（該当する場合は窓口で記入していただきます。）

③患者本人と同一の健康保険に、新たに加入した人がいる場合

・世帯状況調書　※該当する場合は窓口で記入いただきます。

・患者本人と同一の健康保険に、新たに加入する人のマイナンバーがわかる書類（個人番号カード、通知カードなど）をお持ちください。

④以下（ア）～（ウ）のすべてに該当する場合

（ア）患者本人と同一の健康保険に加入している方全員の市町村民税が非課税

（イ）患者本人の**令和6年1月1日～12月31日**の合計所得金額が80万9千円以下

（ウ）非課税年金、各種手当・給付金を受給している

・患者本人の収入状況が確認できる書類（下表を参照）

収入状況	提出する証明書類
遺族年金、障害年金、寡婦年金等の非課税年金の収入がある場合	振込通知書、入金が印字された通帳コピーのいずれか（可能な範囲で、A4用紙にコピーして提出してください。） ※**令和6年1月1日～12月31日**の受給金額がわかる書類を提出してください。 ※確認書類の提出がない場合は低所得Ⅱ（自己負担上限月額5,000円）の区分になります。
特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当等の各種手当の収入がある場合	
特別障害給付、労災保険による障害補償に関する給付等の各種給付金の収入がある場合	

【重要】※必ずお読みください

- **受付期間を過ぎてから申請された場合、審査結果が判明するのは令和8年1月以降**となり、受給者証の発行にも時間がかかります。また、受付期間内に申請された場合でも、審査状況により結果が判明するのが遅くなることもあります。受給者証がお手元に届くまでの間の医療費等は、一度立て替えていただき、受給者証が届いた後に払い戻しの請求手続をしていただくこととなります。
- 現在ご使用いただいている受給者証の有効期間が令和7年12月31日までですので、**令和8年1月以降に申請された場合は新規申請の扱いとなります。**
- 現時点で受給者証をお持ちの方であっても、**疾病の程度が国の認定基準に満たない場合は不認定になることがあります。**
- 健康保険証が変更になった場合や、支給認定世帯員に変更があった場合は、お住まいの地域の保健福祉事務所・保健所へお越しいただき、変更手続をお願いします。

◎登録者証について

令和6年4月から、指定難病患者の皆さまが福祉・就労等の各種支援を受ける際に使える「登録者証」の申請を受け付けています。

【登録者証とは】

難病法に基づく指定難病患者であることを証明するもの。

※登録者証により医療費助成を受けることはできません。医療費受給者証をお持ちの方は、受給者証で指定難病の患者であることを証明できるため、必ずしも登録者証を申請いただく必要はございません。

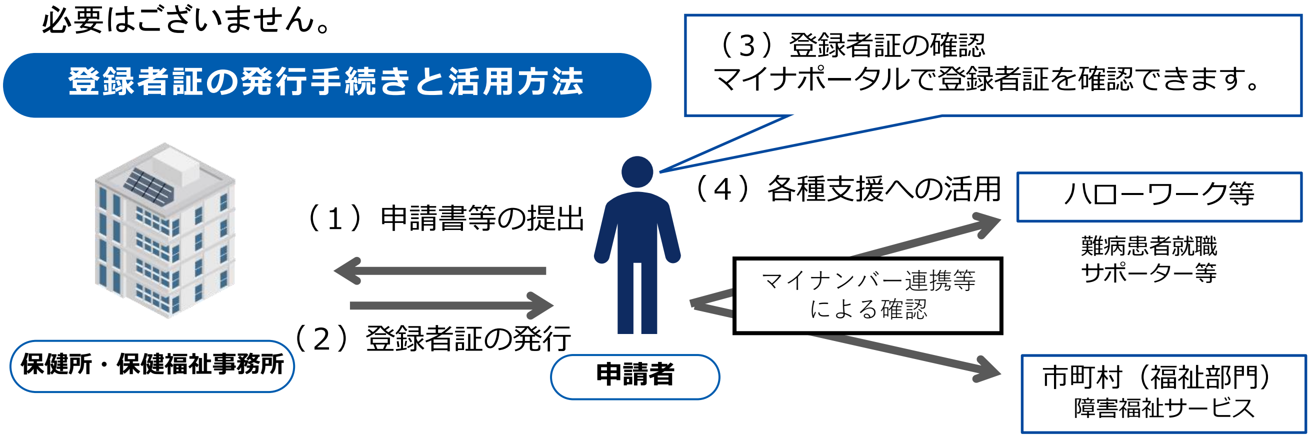

(1)申請方法

・更新申請と同時に申請できます。発行を希望される方は、更新申請書の「登録者証申請」欄に記入し申請してください。

(2)登録者証の発行

・原則としてマイナンバー連携で登録しますが、希望者には紙の登録者証を発行します。

(3)登録者証の確認方法

・マイナンバー連携で登録されていれば、マイナポータルで登録者証を確認できます。

(4)登録者証の活用

・ハローワーク等で指定難病患者であることの証明書として利用できます。

・マイナンバー連携を活用するとして申請した方は、マイナンバーカードを掲示、またはスマートフォン等の端末からマイナポータルにアクセスして、登録者証の資格情報の画面もしくはデータ印字した物を提出することで、指定難病患者であることを証明できます。

・紙の登録者証をお持ちの方は、登録者証を提出することで証明できます。

・**利用するサービス(登録者証掲示先)によって、確認方法が異なります。あらかじめ、各サービス担当にお問い合わせください。**

◎申請先（お問い合わせ先）

提出先	所在地	電話番号	担当地域
渋川保健福祉事務所	〒377-0027 渋川市金井394	0279-22-4166	渋川市、北群馬郡
伊勢崎保健福祉事務所	〒372-0024 伊勢崎市下植木町499	0270-25-5066	伊勢崎市、佐波郡
安中保健福祉事務所	〒379-0132 安中市高別当336-8	027-381-0345	安中市
藤岡保健福祉事務所	〒375-0012 藤岡市下戸塚2-5	0274-22-1420	藤岡市、多野郡
富岡保健福祉事務所	〒370-2454 富岡市田島343-1	0274-62-1541	富岡市、甘楽郡
吾妻保健福祉事務所	〒377-0425 吾妻郡中之条町西中之条183-1	0279-75-3303	吾妻郡
利根沼田保健福祉事務所	〒378-0031 沼田市薄根町4412	0278-23-2185	沼田市、利根郡
太田保健福祉事務所	〒373-0033 太田市西本町41-34	0276-31-8243	太田市
桐生保健福祉事務所	〒376-0011 桐生市相生町2-351	0277-53-4131	桐生市、みどり市
館林保健福祉事務所	〒374-0066 館林市大街道1-2-25	0276-72-3230	館林市、邑楽郡
前橋市保健所 （保健予防課）	〒371-0014 前橋市朝日町3-36-17	027-220-5785	前橋市
高崎市保健所 （保健予防課）	〒370-0829 高崎市高松町5-28 高崎市総合保健センター4階	027-381-6112	高崎市

◎制度全般に関するお問い合わせ先

群馬県感染症・疾病対策課難病対策係　電話番号：027-226-2611

※ 受付窓口ではありません。

※ 申請に関するお問い合わせは、上記の各保健福祉事務所・保健所へ連絡してください。

チャットボットを開設しました！

よくあるご質問については、チャットボットでお問い合わせすることができます。
24時間いつでも自動応答で質問にお答えしますので、是非ご活用ください。

【活用方法】

1　右の二次元コードからLINE「群馬県デジタル窓口」を友達登録してください。
2　メニュータブから「健康」を選択
3　難病チャットボットを選択

【LINEを利用していない方】

以下のURLあるいは右の二次元コードから、ご利用ください。
https://p3.govtech-express.com/webui/1654447876?survey=a0OJ3000000PG7ZMAW